



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 8月 5日 金曜日 第1682号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則.....	815
建築士法施行細則及び愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部を改正する規則.....	815

## 告 示

新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	816
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	816
土地改良事業の工事の完了（2件）.....	816
道路の区域変更（県道今治丹原線）.....	816
道路の区域変更（一般国道378号）.....	816
道路の供用開始（ " ）.....	817
開発行為に関する工事の完了.....	817
道路の位置の指定.....	817

## 規 則

### ○愛媛県規則第60号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則及び生活保護法施行細則の一部を改正する規則

（指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部改正）

**第1条** 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成11年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中 「 痴呆<sup>ほう</sup>対応型共同生活介護 」 を

「 認知症対応型共同生活介護 」 に改め、同様式別紙9中「老人性痴呆<sup>ほう</sup>疾患療養病棟」を「老人性認知症疾患療養病棟」に改め、同様式別紙10中「痴呆<sup>ほう</sup>対応型共同生活介護事業者」を「認知症対応型共同生活介護事業者」に、「痴呆<sup>ほう</sup>対応型共同生活介護事業所」を「認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同様式別紙12中「痴呆<sup>ほう</sup>症老人徘徊感知機器」を「認知症老人徘徊感知機器」に改め、同様式別紙16中

「 老人性痴呆<sup>ほう</sup>疾患療養病棟を有する病院 」 を

「 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院 」 に改め、

同様式別紙16付表（その2）中「老人性痴呆<sup>ほう</sup>疾患療養病棟を」を「老人性認知症疾患療養病棟を」に、「老人性痴呆<sup>ほう</sup>疾患療養病棟病床数」を「老人性認知症疾患療養病棟病床数」に、「老人性痴呆<sup>ほう</sup>疾患療養病棟入院患者数」を「老人性認知症疾患療養病棟入院患者数」に、「老人性痴呆<sup>ほう</sup>疾患療養病棟の」を「老人性認知症疾患療養病棟の」に改める。

。 様式第4号中「老人性痴呆<sup>ほう</sup>疾患療養病棟」を「老人性認知症疾患療養病棟」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

**第2条** 生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第32号（表）中「痴呆<sup>ほう</sup>」を「認知症」に改める。

様式第37号中「痴呆<sup>ほう</sup>対応型共同生活介護」を「認知症対応型共同生活介護」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

### ○愛媛県規則第61号

建築士法施行細則及び愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 建築士法施行細則及び愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部を改正する規則

（建築士法施行細則の一部改正）

**第1条** 建築士法施行細則（昭和25年愛媛県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「氏名」を「受験番号」に改める。

（愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部改正）

**第2条** 愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（試験合格者）」に改め、同条第1項中「決定したときは、その氏名を愛媛県報に公告しなければ」を「決定しなければ」に改め、同条第2項中「には」を「（以下「試験合格者」という。）については、その受験番号を愛媛県報に公告するとともに」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1513号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野田地区）の施行を平成17年 7 月21日認可した。

平成17年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1514号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水・津根地区）の施行を平成17年 7 月21日認可した。

平成17年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1515号

東温市南方土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曲里地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）

- 水）・曲里地区）変更計画書の写し
(2) 東温市南方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成17年 8 月 8 日から 9 月 2 日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第1516号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成17年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 3 columns: 土地改良事業の名称, 土地改良事業の施行に係る地域, 土地改良事業の工事の完了年月日. Row: 農業用道路整備事業, 鬼北地区, 平成15年12月25日

○愛媛県告示第1517号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成17年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 3 columns: 土地改良事業の名称, 土地改良事業の施行に係る地域, 土地改良事業の工事の完了年月日. Row: ため池等整備事業, 鬼北地区, 平成16年10月18日

○愛媛県告示第1518号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員, 延長, 備考. Row: 県道, 今治丹原線, 西条市旦之上甲1295番1地先から同市旦之上甲758番7まで, 旧, メートル 10.2~14.8, キロメートル 0.080, 新, 10.2~34.6, 16.0~20.8, 0.080, 0.090

○愛媛県告示第1519号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1956番2から 同町宮野浦甲1954番4まで	旧	メートル 45~21.8	キロメートル 0.477	
			新	12.2~35.4	0.477	

## ○愛媛県告示第1520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1956番2から 同町宮野浦甲1954番4まで	平成17年 8月 5日

## ○愛媛県告示第1521号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
17西建管第512号 平成17年 7月20日	西条市飯岡字重郎地3573番1及び3573番9	西条市飯岡3565番地3 大黒不動産 代表者 黒川幸弘
17西建管第528号 平成17年 7月20日	西条市朔日市字寄合309番1、310番3及び312番2	西条市大町1762番地 有限会社マック企画 代表取締役 伊藤慎太郎

## ○愛媛県告示第1522号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置  
東温市田窪字外分2156番8の一部
- 2 申請人の住所氏名  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県知事 加戸 守行
- 3 図面省略

